

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日ごと
の翌日)

目次

- ◇ 告 示 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについて
の同意を求めるための発起人の届出
- ◇ 公 告 火薬類取扱保安責任者試験の実施

告 示

鳥取県告示第四百六十六号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八
条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災
害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百八条の二第三項の規定に
よる同意を求めることについて、発起人の届出があつたので、漁業災害補
償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の
規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年六月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

漁業者調査の縦覧

届 出 事 項	加入区	漁業の区分	場 所	期 間
発起人の住所及び氏名	加入区	漁業の区分	場 所	期 間
気高郡気高町八束水 浜 辺 正 義	浜村加入区			昭和五十二 年六月十四 日から同月 二十九日まで
気高郡気高町八束水 田 湖 昭 男	浜村漁業協同 組合の区域	しいらつけ漁業	浜村漁業協同組合	昭和五十二 年六月十四 日から同月 二十九日まで
気高郡気高町八束水 浜 辺 昭 雄				
東伯郡泊村泊 浜 田 孝 義	泊加入区			昭和五十二 年六月十四 日から同月 二十九日まで
東伯郡泊村泊 北 中 靖	泊村漁業協同 組合の区域	しいらつけ漁業	泊村漁業協同組合	昭和五十二 年六月十四 日から同月 二十九日まで
東伯郡泊村泊 松 田 善 司				

公 告

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第31条第3項の規定により、甲
種火薬類取扱保安責任者試験及び乙種火薬類取扱保安責任者試験を次のと
おり実施する。

昭和52年6月14日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- | | |
|--|---|
| <p>1 試験の種類及び試験課目</p> <p>(1) 試験の種類</p> <p>ア 甲種火災類取扱保安責任者試験</p> <p>イ 乙種火災類取扱保安責任者試験</p> <p>(2) 試験課目</p> <p>ア 火災類取締りに関する法令</p> <p>イ 一般火災学</p> <p>2 試験の期日及び場所</p> <p>(1) 試験の期日</p> <p>昭和52年8月5日(金曜日) 午前10時から12時まで</p> <p>(2) 試験の場所</p> <p>鳥取市及び米子市</p> <p>3 受験手続</p> <p>次の書類を鳥取県総務部消防防災課に提出すること。</p> <p>(1) 受験願書</p> <p>(2) 履歴書</p> <p>(3) 写真</p> <p>手札形とし、出願前6箇月以内に撮影した正面、上半身像のものを願書にはり付けること。</p> <p>(4) 戸籍抄本</p> <p>なお、受験願書及び履歴書は、鳥取県総務部消防防災課及び鳥取県火災保安協会に備えてある所定の用紙を使用すること。</p> <p>4 受験手数料及び納付方法</p> <p>(1) 受験手数料 700円</p> | <p>(2) 納付方法</p> <p>(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の箇所にはり付けること。この場合、消印しないこと。</p> <p>5 受験願書の受付期間</p> <p>昭和52年6月15日から昭和52年6月30日まで(郵送による場合は、6月30日までの消印のあるものは、受け付ける。)</p> <p>6 受験票</p> <p>受験願書を受け付けた者には、受験票を交付する。</p> |
|--|---|

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。)]